

## 戸籍事務へのマイナンバー制度導入のための制度的検討事項について（1）

### 第1 マイナンバー連携を行うためのシステム形態等について

第18回戸籍システム検討ワーキンググループ（平成29年3月29日開催）において、委託調査研究の調査結果を踏まえ、マイナンバー連携を行うための情報の提供の在り方、マイナンバー連携を実現するためのシステム形態の在り方について、議論を行い、その結果を踏まえ、当研究会においても、第19回（平成29年4月11日開催）において、マイナンバー連携を行うためのシステムの在り方について議論を行った。

その結果、補足資料12のとおり、マイナンバー連携のためのシステムの在り方については、法務省が所管する戸籍副本データ管理システムの仕組みを利用し、国においてマイナンバー連携用のシステムを構築する方向で検討することについて合意を得た（補足資料12。WG中間取りまとめ）。

そこで、以下、上記システム形態を前提に、制度面について検討すべき論点について、整理するものである。

### 第2 第1を前提とした制度面の検討事項について（1）

※ 中間取りまとめ（資料19）記載の残りの論点については、次回提示予定

#### 1 マイナンバー連携に当たっての制度上の問題点について

##### (1) 国がマイナンバー連携を行うことの根拠規定

国（法務大臣）が連携情報の管理を行うための根拠規定を設けるものとする。

（補足説明）

前記第1のとおり、国において、マイナンバー連携を行うこととするのであれば、現在の市区町村長を戸籍事務管掌者と定める規定（戸籍法第1条）及び国の関与を定める規定（法第3条）では、対応することができない。他方、連携情報については、国において管理を行うものの、現在の戸籍の正本情報の管理については、現在と同様、市区町村で行うことを予定している。そうすると、現在の市区町村長を戸籍事務管掌者とする法第1条の規定については維持するものの、国（法務大臣）が責任を持って連携情報の管理を行う行政主体であることを戸籍法において明確に定める必要があると考えられる。

## (2) 連携情報の性質について

国において戸籍情報連携システム（仮称）を構築し、同システムにおいて整備された連携情報を基にマイナンバー連携を行うとともに、戸籍事務内においても、連携情報のうち必要な範囲について参照し、事務を行うものとする。

他方、戸籍副本データ管理システムについては、現行どおり維持をすることとする。

（補足説明）

前記第1のとおり、国において、連携情報を整備し、その情報を基にマイナンバー連携を行うこととした場合、整備された連携情報については、文字情報について同定されたものであるなど、戸籍の正本の再製のために整備されている、現在の戸籍副本データ管理システムで保持している正本情報そのままのデータとは本質的に異なることとなることが考えられる。しかしながら、戸籍事務管掌者を現行と同様に市区町村長とし、戸籍の正本情報については、従前どおり市区町村に備えることとするのであれば、正本情報が滅失した場合に、再製することが必要である。したがって、国において連携情報を整備するとしても、現在の戸籍副本データ管理システムと同様に、正本情報のバックアップのための情報は、保持する必要があると考えられる。なお、このバックアップのための情報は、現在の副本の概念と同様のものといえる。

## (3) マイナンバー連携の対象及び番号法上の手当て

番号法第9条別表第一に戸籍事務を加えるとともに、特定個人情報を提供するに当たって、同法第19条別表第二に戸籍事務を加えるものとする。

（補足説明）

戸籍事務について番号法の適用範囲とするためには、上記の番号法の改正が必要である。（注）

（注）連携先について

- 現在、マイナンバー連携の連携先として、①年金事務、②児童扶養手当事務、
- ③旅券事務を候補として、調整を行っているところである。

その他、現在、国税庁との間で、相続税法第58条通知に関する情報について、

番号法第19条に基づく情報連携として行うことが可能か否か調整中である。この場合、情報提供ネットワークシステムの使用に係る運用上の取扱いの定め（研究会資料18第4の3）を踏まえ、番号法第19条第7号と同様の規定を設け、個別に連携を行うことも含め、現在調整中である。

（参考）相続税法第58条通知について

戸籍事務管掌者は、死亡届を受理した際には、当該届書に記載された事項について、所轄税務署長に通知することとされている（相続税法第58条）。

○相続税法（昭和25年法律第73号）

（市町村長等の通知）

第58条 市町村長その他戸籍に関する事務をつかさどる者は、死亡又は失踪に関する届書を受理したときは、当該届書に記載された事項を、当該届書を受理した日の属する月の翌月末日までにその事務所の所在地の所轄税務署長に通知しなければならない。

2 前項の規定により市町村が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第9項第1号（法定受託事務）に規定する第1号 法定受託事務とする。

#### （4）戸籍情報へのマイナンバー紐付けの実現方策の検討

本籍地市区町村と住所地市区町村との連携を前提とし、戸籍の附票を利用してマイナンバーを紐付けるものとする。

なお、本籍地市区町村長から住所地市区町村に対してマイナンバー等を求める根拠規定を設けるものとする。

（補足説明）

戸籍事務は、戸籍の附票事務を通じて住民基本台帳事務と関連しており、戸籍の附票と住民基本台帳は、双方でその記載事項の変更があった場合には通知を行うことによって、双方の記載の正確性を確保している（住基法第9条第2項、第19条第1項、第4項）。

この既存の仕組みを利用することによって、本籍地市区町村（戸籍側）から住所地市区町村（住民票側）に対してマイナンバーの情報を求める根拠規定を設けることにより、戸籍の附票を利用し、住所地市区町村（住民票側）から本籍地市区町村（戸籍側）に対して、戸籍情報にマイナンバーを紐付けるものである（補足資料13）。この仕組みは、マイナンバーの

紐付けの正確性が確保できるとともに、既存の仕組みを利用することから、マイナンバー紐付けに係る作業負担も比較的少なく、総合的にみて、最も合理的な紐付け方法であると考えられる。

なお、上記の仕組みについては、本籍地市区町村長から住所地市区町村長に対してマイナンバー等を求め、本籍地市区町村長がその提供を受ける必要があるところ、現行の住民基本台帳法には、この情報提供を認める規定がないことから、その根拠規定を設ける必要がある。

(参考) ○住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)

(住民票の記載等のための市町村長間の通知)

第9条 市町村長は、他の市町村から当該市町村の区域内に住所を変更した者につき住民票の記載をしたときは、遅滞なく、その旨を当該他の市町村の市町村長に通知しなければならない。

2 市町村長は、その市町村の住民以外の者について戸籍に関する届書、申請書その他の書類を受領し、又は職権で戸籍の記載若しくは記録をした場合において、その者の住所地で住民票の記載等をすべきときは、遅滞なく、当該記載等をすべき事項をその住所地の市町村長に通知しなければならない。

3 第一項の規定による通知は、総務省令で定めるところにより、市町村長の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。)から電気通信回線を通じて相手方である他の市町村の市町村長の使用に係る電子計算機に送信することによって行うものとする。ただし、総務省令で定める場合にあつては、この限りでない。

(戸籍の附票の記載の修正等のための市町村長間の通知)

第19条 住所地の市町村長は、住民票の記載等をした場合に、本籍地において戸籍の附票の記載の修正をすべきときは、遅滞なく、当該修正をすべき事項を本籍地の市町村長に通知しなければならない。

2 前項の規定により通知を受けた事項が戸籍の記載又は記録と合わないときは、本籍地の市町村長は、遅滞なく、その旨を住所地の市町村長に通知しなければならない。

3 本籍が一の市町村から他の市町村に転属したときは、原籍地の市町村長は、遅滞なく、戸籍の附票に記載をしてある事項を新本籍地の市町村長に通知しなければならない。

4 第一項の規定による通知は、総務省令で定めるところにより、住所地の市町

村長の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて相手方である本籍地の市町村長の使用に係る電子計算機に送信することによつて行うものとする。ただし、総務省令で定める場合にあつては、この限りでない。

#### (5) 個人情報保護方針について

番号法上求められる特定個人情報保護評価において、必要な個人情報保護の措置を講じるものとする。

(補足説明)

番号法に基づく特定個人情報の利用及び提供に当たっては、番号法上求められる特定個人情報保護評価（以下「情報保護評価」という。）の措置が必要となる。この情報保護評価については、セキュリティリスクやその対策を分析するものではなく、プライバシーに対する影響及び保護方策を評価する仕組みとなっており、評価の対象は個人情報単位やシステム単体ではなく事務であることに留意する必要がある。

なお、第1（補足資料12）のとおり、マイナンバー連携を行うための中間サーバでは、連携情報から個人情報を除いた上で、提供を求める行政機関が必要な範囲の情報を記号化したものを取扱うこととしており、当該情報の本人が特定されない仕組みとなっている。

## 2 戸籍事務に関する制度上の問題点について

### (1) 電算化を前提とした規定への変更

現在、戸籍法は紙の戸籍を原則としているが、電算化戸籍を原則とする規定振りとするものとする。

(補足説明)

現在、戸籍法は、電算化された戸籍については、特例として規定されているところ（法第118条以下）、現在の電算化の状況（現在、1896市区町村のうち、未電算化庁は4団体のみであり、本制度施行に当たっては、全団体が電算化することを想定している。）及び戸籍事務内において連携情報を参照する等の電算化を前提とした事務を設け、その事務を原則とすることとした場合、戸籍法の規定振りについて、電算化を原則とした規定振りにする必要があると考えられる。なお、この場合であっても、依然として紙の戸籍は存在する（改製不適合戸籍や、従前の紙で保管している副本等）ことか

ら、これら紙の戸籍についての規定も例外規定としては必要となると考えられる。

## (2) 文字の取扱いについて

戸籍情報システムは、各市区町村において個別に構築しているため、同一の文字であっても、戸籍情報システムに記録されている文字のコードや字形（デザイン）は、市区町村ごとに異なっている。連携情報を整備するためには、個人の名寄せを行うことが前提となるが、文字情報をそのままにした場合、戸籍に記録されている個人の戸籍情報を名寄せできないほか、住民基本台帳との突合ができないため、戸籍記録にマイナンバーを紐付けることができない。

このため、現に各市区町村で戸籍に記録されている文字を収集した上で、同じ文字と異なる文字とを峻別する同定作業を実施し、マイナンバー連携のための戸籍情報（連携情報）について、字形の同一化を図る方策が考えられる（詳細は補足資料14参照）。このように、連携情報については、文字の同定作業を行うこととするものの、今後、戸籍の正本において、新たに登録される文字が増加することを防ぐため、戸籍情報に記録する文字について、一定の制限を加える必要はないか、さらには、既に戸籍の正本に記録されている文字情報についても字形の同一化を実現するために制度的な担保を置く必要はないかということについて検討するものである。

### (考えられる案)

#### (甲案)

文字の同定基準を確定・公表し、戸籍に記録し、その表示に用いる文字の範囲について、制限するものとする。

#### (乙案)

現に記載されている文字については、特段の措置はしない。

#### (補足説明)

甲案は、戸籍（正本情報）に記録される文字について、一定の基準を示し、限定することを提案するものである。戸籍に記録される文字を限定することにより、戸籍事務が効率化される。しかし、統一した字形の基準を策定する

ことそれ自体が困難であることが考えられる上、戸籍に記載された自らの氏名の文字の字形に愛着を持つ者から反発を招くことが考えられる。この場合、現在の戸籍の正本に記載されている文字についても、一定の基準に基づき訂正する考え方と、現在の戸籍の正本に記載されている文字については特段変更しないものの、今後、新たな戸籍への記載の際には、一定の字形に統一された文字を用いるものとする考え方があり得る。後者の考え方によると、現在の戸籍の正本の記載には変更が生じないことから、戸籍に記載された文字に愛着を持っている国民にとって不満が生じないと考えられる一方、同一の字形で多数の異なる字体の文字が存続することから、戸籍事務の効率化の妨げとなるおそれが考えられる上、転籍等により新たな戸籍に記載する際に、統一化された文字で記載されることへの理解を得ることが困難な場合も考えられる。

乙案は、従前の戸籍事務の取扱いを踏襲するものであり、戸籍に記載された文字に愛着を持っている国民にとって不満が生じないと考えられる一方、文字の字形が統一されないことから、戸籍に記録される文字が増え続けることとなり、事務の効率化の妨げとなり、更に文字作成に係るコストが生じることが考えられる。なお、この取扱いであっても、戸籍に記載されている氏又は名の文字が誤字で記載されているときは、これに対応する字種及び事体による正字等で記載する等という、平成2年10月20日付け法務省民二第5200号民事局長通達における取扱方針については、変更はない。

### (3) 改製不適合戸籍の取扱いについて

改製不適合戸籍については、情報連携用にデータ化作業を行うものとする。

この場合、改製不適合戸籍の解消のために、戸籍に記載されている者に対して、改めて改製についての告知を行うことも可能とするものとすることについては、どのように考えるか。

(補足説明)

現状の改製不適合戸籍については、紙のまま、あるいは画像データとして保存されており、法務局が保存している改製不適合戸籍の副本についても紙の状態で作成しているものがある。

前記第1のとおり、国が戸籍情報連携システム（仮称）を構築し、情報連

携を行うとしても、現在の改製不適合戸籍のままでは連携のための情報を整備することは不可能である。また、改製不適合戸籍の場合はコンビニ交付等、電算化戸籍を前提としているサービスを楽しむことができず、今後、電算化戸籍を対象とする新たなサービスについても受けることは困難である。さらに、戸籍事務内の事務手続においても、改製不適合戸籍についてのみ、他の電算化戸籍と異なる取扱いをしなければならず、過誤の可能性も高くなるなど、事務手続の面でも煩雑であるといえる。

そうすると、改製不適合戸籍については、本来、電算化戸籍に改製することがマイナンバー連携のためのみならず、戸籍の電算化の趣旨に合致し、今後の戸籍事務にとっても必要であると考えられるところであるが、他方、文字に対する国民の意識が強く、その結果改製不適合戸籍とせざるを得なかったという経緯も踏まえざるを得ない。

マイナンバー連携を行うに当たり、現状の改製不適合戸籍の状態のままでは連携のための情報を整備することはできないため、少なくとも、改製不適合戸籍については、連携情報用にデータ化作業が必要となり、その情報を基に、連携情報の整備を行う必要がある。もっとも、このようにデータ化作業を行ったとしても、依然として正本それ自体は改製不適合戸籍であり、戸籍の届出等があり、戸籍の記載を必要とする場合には、正本に記載するとともに、連携情報用に改めてデータ化作業が必要となる。

なお、改製不適合戸籍については、上述のとおり、本来解消することが望ましいところであるところ、広く国民がコンピュータやスマートフォン等の電子機器を用いるなど、当初戸籍の電算化を始めた当初とは状況も変わり、国民の意識も変化している可能性も高いとの意見も出されていたことから、戸籍の氏又は名の文字が俗字等又は誤字で記載されている者に対して、対応する正字で記載する旨の告知(平成2年10月20日付け法務省民二第5200号民事局長通達第1・2(3)と同趣旨の告知)を改めて行うことも(この告知については、義務的とはせず、各市区町村の判断に委ねるものとする。)可能とすることも考えられるが、どのように考えるか。

#### (4) 届書の電子化、保存について

届書、申請書その他の書類については、届出等を受理した市区町村において内容を確認した上で電子化し、国が構築する戸籍情報連携システム(仮称)



に送信するとともに、書類そのものは一定期間保存することとし、現在の送付事務は行わないものとする。また、戸籍を記載する本籍地の市区町村で活用できるよう、届書のうち必要事項を入力した情報も国が構築する戸籍情報連携システム（仮称）に送信するものとする。

国が構築する戸籍情報連携システム（仮称）に保存されたこれらの情報は、本籍地の市区町村の戸籍事務及び管轄法務局の指示等の事務において参照できるようにするものとする。

（補足説明）

現状、届書、申請書その他の書類については、届出等を受理した市区町村から、本籍地の市区町村に目録を付けて送付され、戸籍の記載が終了すると、本籍人に係るものは、管轄法務局に送付されている。また、届出先が本籍地の市区町村ではない場合、届書の情報のうち、戸籍に記載すべき事項については、事務処理上、当該届書を受けた市区町村及び本籍地の市区町村の双方で入力するといった事務の重複が生じている。

他方、市区町村長を戸籍事務管掌者とする現在の制度それ自体は維持をすることとしていることから、届出を受理した市区町村が本籍地市区町村でない場合に、戸籍の記載まで行うことはできない。

そこで、上記事務負担を軽減する目的から、届書等の情報を電子化することにより、市区町村や管轄法務局において情報の共有を行い、戸籍事務において活用することが合理的であると考えられる。

この場合、電子化する届書類の対象については、本籍地市区町村で戸籍の記載を行うに際して、届書の添付書類を改めて確認することもあることからすると、届書及びその添付書類について、全て電子化する必要があるものと考えられる。また、電子化する範囲についても、本籍人の届出、非本籍人の届出で区別した場合、その管理が煩雑となる上、その保存期間等も区別する必要があるのか問題となることから、一律受理地市区町村において電子化することが相当であると考えられる。

なお、電子化した届書情報については、市区町村においては、戸籍の記載のために必要なものであるから、戸籍を記載する本籍地市区町村が参照できれば足りるものと考えられる。この場合、通常、現在戸籍の情報と同様の戸籍情報を参照することができれば、受理、不受理の判断が可能となる場合が大多数を占めるものと考えられること、通常、戸籍の届出に際して届出人が

添付している戸籍証明書についても現在戸籍（戸籍事項証明書）に限られることからすると、参照できる戸籍情報の範囲については、現在戸籍と同様の範囲の情報とすることが相当ではないかと考えられる。

また、届書類について電子化し、国が構築する戸籍情報連携システム（仮称）に送信することとすると、法務局において紙の届書類について保管する必要は必ずしもないものと考えられる。この場合、受理地市区町村で紙の届書類を保管することが、戸籍に受理地の市区町村が記載されることからしても、合理的なものと考えられる。もっとも、紙の届書類の保存期間については、保存の負担を軽減するため、現在の5年以下に短縮することが相当である。

#### (5) 戸籍事務における連携情報の参照について

市区町村は、届出の受理の審査に当たって戸籍情報を確認する必要がある場合、国が構築する戸籍情報連携システム（仮称）の情報を参照して、審査を行うことができるものとし、原則として、届出人が戸籍謄本等を届出の際に添付しなくてもよいものとする。ただし、市区町村が審査に当たって参照できる戸籍情報については、現在戸籍の情報の範囲とする。

(補足説明)

現状、戸籍の届出の際には、当該届出の受理の判断に必要な場合には、届出人において、戸籍謄本等を添付している（規則第63条）。

しかしながら、市区町村において、届出の受理の審査の際に、国が構築する戸籍情報連携システム（仮称）の情報を参照することが可能になれば、届出人が戸籍謄本等を取得する負担が大きく減少するものと考えられる。

なお、審査の際に、国が構築する戸籍情報連携システム（仮称）の情報を参照するに当たって、除籍謄本等の情報まで参照することができない場合であっても、多くの場合、受理、不受理の判断は可能であると考えられること、現状として、届出人が添付している戸籍証明書は現在戸籍（戸籍事項証明書）であることからすると、参照可能な範囲については、プライバシー保護の観点から、現在戸籍と同様の範囲の情報のみとすることが相当ではないかと考えられる。

さらに、戸籍情報連携システム（仮称）の情報を参照するに当たって、自由に検索することを防止するために、マイナンバーを利用することが考えら

れるところであるが、この点については、事務の流れ、具体的なマイナンバーの利用方法等も踏まえつつ、なお検討することとする。